

## 【報告3】

ブルーシールド国内委員会設置  
のために

全史料協副会長 小川千代子

国際的な発展が期待されている「ブルーシールド」問題について、小川千代子さんから報告がありました。さしずめ、「ブルーシールド国内委員会設置」の取り組みは「ゼロからの国内委員会」と位置付けられるものです。

ブルーシールドとは、1954年ハーグ条約において、武力紛争の際に文化遺産を攻撃から保護するため、その場所を示すのに指定された標識のことです。文化財の赤十字といわれる国際組織として、ブルーシールド国際委員会 International Committee of Blue Shield (ICBS) があります。このICBSは、1996年に戦争や自然災害で危険にさらされる世界文化遺産の保護に尽力するために設立され、4つの専門家組織のひとつに国際文書館評議会 (ICA) があります。このICAが、各国に国内ブルーシールド委員会を設置するよう努力すべきであると呼びかけています。

ICBSの国内委員会の原則をいくつか確認しておきます。①委員会に代表されるそれぞれの組織は他のものからの独立を重んじること、②政治論争を避けて中立を維持し、また異なる組織の関心のバランスを保たなければならないこと、③他のメンバーの専門的評価を互いに尊重しながら、最も高い専門的水準を維持しなければならないこと、④文化的アイデンティティの多様性を尊重すること、⑤常に非営利の原則に基づいて活動しなければならないことなどです。全史料協はICAメンバーであり、日本国内にこのブルーシールド国内委員会を立ち上げるために努力することが重要です。

全史料協資料保存委員会では、すでにブ

ルーシールド国内委員会を立ち上げるために関係方面に呼びかけており、全史料協役員会にこの審議を諮りつつ、政府への要望活動も行ってきました。資料保存委員会の議論では、全史料協こそが国内委員会の設置を提案していく団体であること、外国の委員会がどのような活動をしているかも調べていくべきであるなどの意見が交わされました。



報告者の小川千代子氏

ブルーシールド国内委員会の設置を求める最近の動きは次のとおりです。2007年5月に第166国会で「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」が成立し、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」と議定書が承認されました。国立国会図書館が、日本図書館協会から『ブルーシールド』を発行して、全国900の図書館に無償配布したところです。

「ゼロからの国内委員会」の胎動が、はじまっていることを知ることができました。

〔資料保存委員会 田村彰紀〕

## 委員会通信

文面からも、実りあるセミナーが開催されたことが窺われる。なお、今回の報告者のお一人菅真城氏には、会誌『記録と史料』第19号(09.2刊行予定)に玉稿をお寄せいただいている。乞うご期待!